

総行公第41号
令和2年3月5日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の適切な対応について

標記の休暇(いわゆる出勤困難休暇)については、令和2年3月1日付け総行公第34号により適切な対応をお願いしたところですが、各団体の状況を踏まえ、あらためて下記の点についてご留意いただき、適切な対応をお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対して速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的助言)に基づくものです。

記

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策の緊要性に鑑み、国家公務員においては、常勤・非常勤を問わず、職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業等により、子の世話をを行う必要がある場合等に勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、「有給」の休暇取得を可能としたことを踏まえ、各地方公共団体の制度においても、国家公務員と同様に、常勤・非常勤を問わず、「有給」の取扱いとするとともに、休暇の取得について配慮をいただきたいこと。

連絡先 総務省自治行政局公務員部
公務員課公務員第四係
電話 03-5253-5544 (直通)